

7/24年7月

疑惑の真相解明にいた



神戸学院大教授(憲法学) 上脇博之さん

「國葬」は身分が平等でないことを前提としている大日本帝國憲法下の天皇主権時代に、「國葬令」という勅令のもと行われていました。その後、日本国憲法が「制定」され、「國葬令」が失効し、國民主権の議会制民主主義に移行しました。主権が國民にあり主権者全員が平等の現在において、誰を「國葬」して誰を「國葬」しないと

安倍元首相 國葬に 異議あり

いう明確な線引きがそもそも不可能です。「國葬」に関する新しい法律も作られていません。

「國葬」の判断基準を明確にできないため、作るうと思つても

法的根拠とはなりません。憲議決定で強調にすすめるのは、違憲

法的根拠が整備されても「思想・良心の自由」が侵害されてしま

りませんし、「國葬」される人物について主権者である國民のほぼ全員の同意が不可欠で

田茂元首相を一〇〇七年に法的

根拠のないまま闇議決定で「國葬」にしたのは違憲・違法であり、歴史の逆行といえます。岸田文雄首相は安倍晋三元首相の「國葬」について内閣府設置法を根拠に挙げていますが、「國葬」について定めた法律ではありませんし、そもそも「國葬」という言葉さえありません。法

上、安倍氏は捜査の対象であり「被疑者」です。

いま国をあげてやるべきなの

は、安倍氏の安保法制＝戦争法の強行や「モリ・カケ・桜」の

違法です。

政治の私物化問題の総括と真相

解説のほか、旧統一協会(世界

平和統一家庭連合)の広告塔と

して被書を拡大させてきた責任

の追及です。安倍氏の「國葬」

はそれにあたをする」となり

疑惑が残る安倍氏の「國葬」とかねません。